

NEWS

大崎保健所では、がん患者様の支援に携わっているコ・メディカルと福祉職の実務者連絡会議を開催しています。今回は、大崎薬剤師会の市ノ渡様からかかりつけ薬剤師について情報提供いただき、地域における薬剤師の役割について再認識しました。



H28年4月にスタートした**かかりつけ薬剤師**とは？

～薬の相談だけでなく、副作用など体調のことも相談出来ます！～

■かかりつけ薬剤師制度■

平成28年の診療報酬改定により、「かかりつけ薬剤師指導料」という項目が新しくできたことで、薬局で正式にかかりつけ薬剤師制度が始まりました。

この制度では、患者さん自身が信頼のおける薬剤師を選び、自分が服用している薬のことを一元的・継続的に把握してもらい、体調不良等緊急時には、営業時間外でも相談することができます。また、処方した医師と連携して服薬状況や体調の変化を把握し、療養生活をサポートしたり、必要に応じて患者さん宅を訪問してお薬の整理をお手伝いします。

このサービスは患者さん自身が希望し、信頼のできる薬剤師を選び、書面で同意を交わすことにより利用することができます。

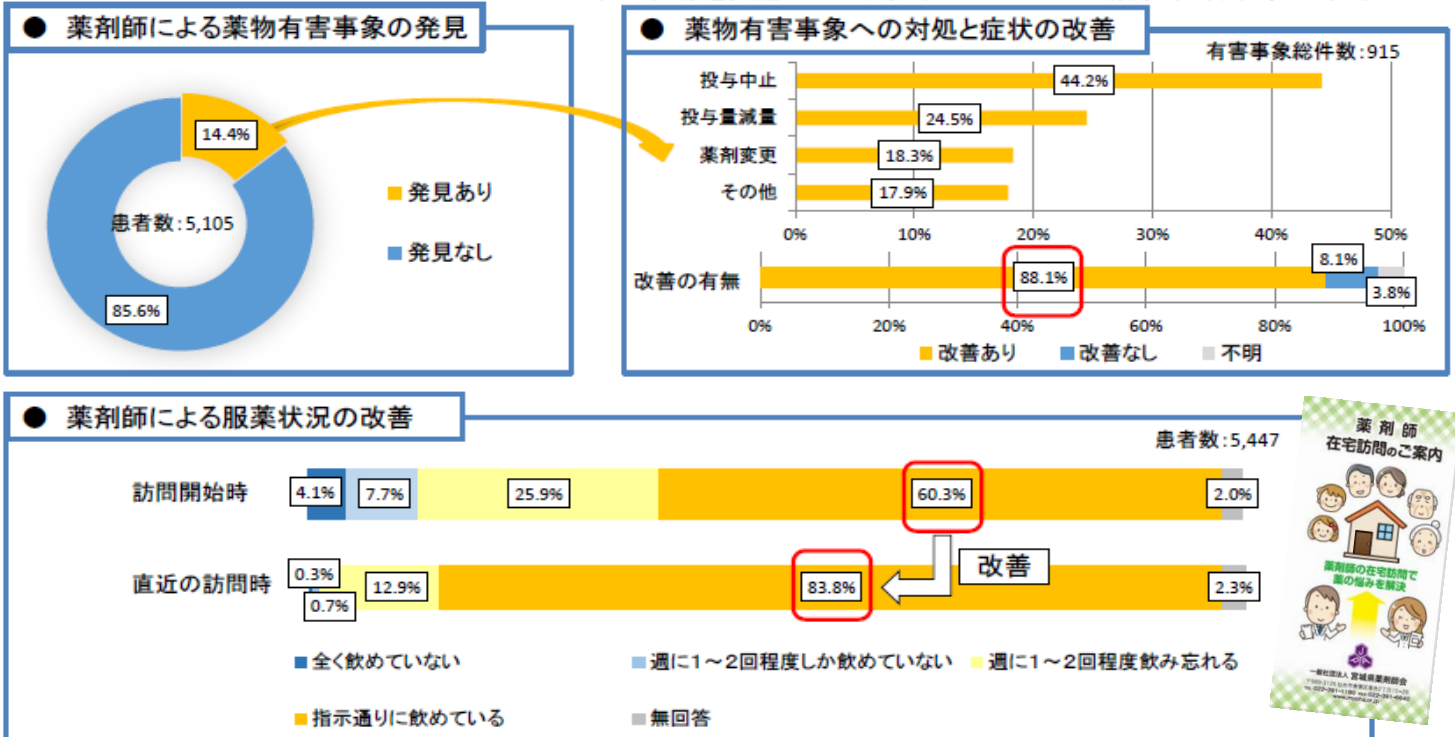
※患者さん自身が薬剤師を選び、サービスを受けることができますが、このサービスを提供できる薬剤師は一定以上の経験や知識が必要となります。このため、薬剤師であれば誰でもかかりつけ薬剤師に選べるわけではありません。また、患者さん1人につき、かかりつけ薬剤師は1人しか選べませんが、途中でかかりつけ薬剤師を変更することは可能です。

在宅医療への薬剤師の関与とその意義



○在宅医療において薬剤師が関与することで、有害事象や服薬状況が改善。

※ 在宅医療を実施している薬局へのアンケート結果(回答数1,890薬局)



(出典)平成23～25年度厚生労働科学研究「地域医療における薬剤師の積極的な関与の方策に関する研究」(主任研究者:保健医療科学院 今井博久)



抗がん剤のように副作用の発生頻度が高い薬を使っている方や、がんの痛みを緩和するために医療用麻薬を使用している方は、かかりつけ薬剤師について薬局に相談してみてもいいですか？